

青森県立青森高等技術 専門学校	青森県立青森高等技術 専門学校	青森県立八戸工科学院 三沢校	青森県立八戸工科学院	青森県立弘前高等技術 専門学校つがる校	青森県立弘前高等技術 専門学校	青森県立八戸工科学院	青森県立弘前高等技術 専門学校	青森県立青森高等技術 専門学校	青森県立青森高等技術 専門学校
--------------------	--------------------	-------------------	------------	------------------------	--------------------	------------	--------------------	--------------------	--------------------

し講施能又受講所職て者満十おて込求力は安公 たを設力はけ指長業、での五むい安職フジエヨ所共 者決が開職た示の安あ求歳ねるを行しに又業 定受発業者を受定共つ職未三お	者と長開職者申しエヨ者を受若受定共つ職未三お 認が発業で行してをブ又受講し講所職て、での五 め適施公つ込受経力はけ推く指長業、での五 た当設力共たみ講由フジた薦は示の安公あ求歳ね	ス総合 コー	ネOA スビ ジ	ID建 タオ ーレ 科A	IRiWe 科エー ータ ク	ネ総合 スビ ジ	ジネット ビ	IRiWe 科エー ータ ク	者を受指か安公 受講示ら定所共 け推又受講長業 た薦は講
五日	四月	四月	四月	四月	四月	四月	四月	四月	ト求人 型セツ 訓練
一 〇 x 回	一 五 人	一 五 人	一 五 人	一 五 人	一 五 人	一 五 人	一 五 人	一 五 人	一 一 〇 x 回

青森県立八戸工科学院	青森県立むつ高等技術 専門学校	青森県立八戸工科学院 三沢校	青森県立八戸工科学院	青森県立弘前高等技術 専門学校つがる校	青森県立弘前高等技術 専門学校	青森県立青森高等技術 専門学校	青森県立青森高等技術 専門学校	青森県立八戸工科学院	青森県立弘前高等技術 専門学校	青森県立青森高等技術 専門学校
------------	--------------------	-------------------	------------	------------------------	--------------------	--------------------	--------------------	------------	--------------------	--------------------

た薦の安公 者を受講所共 受け推長業	た薦は講所職てで庭て原 者を受指長業、あの母と 受講示の安あつ等 受け推又定共							けせ受定共つ害定一第す進産障 たん講所職て者す号二るる用害 者であ長業、で者するに法にの者 受つの安公あ障規律関促の				
科基 本 操 作	科介 護 福 祉	ネ経 理 ス 科 ビ ジ	科OA 事 務	科ビ医 ユ事 ーコ タン	科サ ー ビ ス ネ ス	ネ経 理 ス 科 ビ ジ	コ習 ー ス 実 得 訓 練 力	得・科 ス 訓 技 練 能 知 育 識 コ 習	得・科 ス 訓 技 練 能 知 育 識 コ 習	得・科 ス 訓 技 練 能 知 育 識 コ 習	得・科 ス 訓 技 練 能 知 育 識 コ 習	
一 二 日	二 月	三 月	二 月	三 月	三 月	三 月	三 月	三 月	三 月	三 月	三 月	
一 五 人	一 〇 人	一 〇 人	一 〇 人	一 〇 人	一 〇 人	一 〇 人	三 〇 人	一 〇 人	一 〇 人	一 〇 人	一 二 〇 回	

青森県立青森高等技術 専門学校	青森県立青森高等技術 専門学校	公共職業 安定所長 の受講指 示又は受 講推薦を 受けた者	科 O A 事務	六月	一〇人
			科 一般 事務	三月	一〇人

青森県告示第三百五十七号

次の青森県収入証紙の売りさばき人の売りさばき場所について次のとおり変更があったので、青森県証紙条例（昭和三十九年四月青森県条例第十号）第九条の規定により告示する。

平成二十年四月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 売りさばき人の住所及び名称

青森市大字浜田字豊田一三九の二一

社団法人青森県自動車協会

二 変更内容

1 変更前の売りさばき場所

八戸市大字市川町字長七谷地二の七〇四

2 変更後の売りさばき場所

八戸市桔梗野工業団地二丁目二の六五

青森県告示第三百五十八号

次の青森県収入証紙の売りさばき人の住所及び名称について次のとおり変更があったので、青森県証紙条例（昭和三十九年四月青森県条例第十号）第九条の規定により告示する。

平成二十年四月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 売りさばき人の住所及び名称

十和田市西十三番町四の二八
十和田おいらせ農業協同組合

二 変更内容

1 変更前の住所及び名称

上北郡おいらせ町馳下り五五

下田町農業協同組合

2 変更後の住所及び名称

十和田市西十三番町四の二八

十和田おいらせ農業協同組合

青森県告示第三百五十九号

次の青森県収入証紙の売りさばき人の住所及び名称について次のとおり変更があったので、青森県証紙条例（昭和三十九年四月青森県条例第十号）第九条の規定により告示する。

平成二十年四月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 売りさばき人の住所及び名称

十和田市西十三番町四の二八

十和田おいらせ農業協同組合

二 変更内容

1 変更前の住所及び名称

上北郡おいらせ町上前田七の三

ももいし農業協同組合

2 変更後の住所及び名称

十和田市西十三番町四の二八

十和田おいらせ農業協同組合

青森県告示第三百六十号

次の青森県収入証紙の売りさばき人の住所及び名称について次のとおり変更があつ

たので、青森県証紙条例（昭和三十九年四月青森県条例第十号）第九条の規定により告示する。

平成二十年四月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 売りさばき人の住所及び名称

十和田市西十三番町四の二八

十和田おいらせ農業協同組合

二 変更内容

1 変更前の住所及び名称

十和田市西十三番町四の二八

十和田市農業協同組合

2 変更後の住所及び名称

十和田市西十三番町四の二八

十和田おいらせ農業協同組合

青森県告示第三百六十一号

次の青森県収入証紙の売りさばき人から平成二十年三月三十一日をもって青森県収入証紙の売りさばきの業務を廃止した旨の届出があった。

平成二十年四月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

売りさばき人の住所及び氏名

三戸郡三戸町大字同心町字同心町平三五の一

一戸 敏

青森県告示第三百六十二号

次の青森県収入証紙の売りさばき人から平成二十年三月三十一日をもって青森県収入証紙の売りさばきの業務を廃止した旨の届出があった。

平成二十年四月十八日

売りさばき人の住所及び氏名
上北郡野辺地町字野辺地二の一
中山 俊枝

青森県知事 三 村 申 吾

青森県告示第三百六十三号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百八条第一項の規定により、株式会社イエスワイに対し、平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日までとの間における青森県道路交通法関係手数料の徴収等に関する条例（平成十二年三月青森県条例第一号）第一条第一号に基づく手数料の収納の事務を委託したため、同条第二項の規定により告示する。

平成二十年四月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

公 告

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十年四月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあった年月日

平成二十年四月七日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人生きがい十和田

三 代表者の氏名

山端 政博

四 主たる事務所の所在地

十和田市東二十二番町二五の二三

五 定款に記載された目的

この法人は、高齢者や子供をはじめとする地域住民に対して、介護予防・介護・生活支援及び保育等に関する事業を行い、高齢者の自立と生きがいのある長寿社会を支援し、もって高齢者の保健福祉の向上及び子供の健全育成に寄与することを目的とする。

出 先 機 関

下北地域県民局告示第一号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定したので、青森県建築基準法施行細則（昭和三十六年二月青森県規則第二十号）第十七条の規定により公示する。

なお、その関係図面は、青森県土木整備部建築住宅課、下北地域県民局地域整備部及びむつ市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十年四月十八日

下北地域県民局長 原 口 健 二

位置	延 長	幅 員	指 定 年月日
むつ市昭和町八二の一〇、 八二の一及び八二の一	七七・六八メートル	六・〇七メートル	平成 二〇・四・三

公 安 委 員 会

青森県公安委員会告示第三十九号

警備業法（昭和四十七年法律第十七号。以下「法」という。）第二十二條第二項第一号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「新規取得講習」という。）を次のとおり実施するので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和五十八年国家公安委員会規則第一号。以下「講習規則」という。）第二條の規定により公示する。

平成二十年四月十八日

青森県公安委員会委員長 橋本 八右衛門

一 講習の区分

法第二條第一項第三号に規定する警備業務に係る新規取得講習

二 実施期間及び実施時間

平成二十年五月三十日（金）から同年六月六日（金）までの六日間（土曜日及び日曜日を除く。）午前九時から午後四時五十五分まで

三 実施場所

青森市問屋町一丁目一〇の一〇 青森市はまなす会館

四 受講定員

十人（予定）

五 受講対象者

受講申込み日において、次のいずれかに該当する者とする。

1 最近五年間に受講しようとする警備業務（以下「当該警備業務」という。）の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して三年以上である者

2 警備員等の検定等に関する規則（平成十七年国家公安委員会規則第二十号。以下「検定規則」という。）第四條に規定する一級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る法第二十三條第四項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者

3 検定規則第四條に規定する二級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して一年以上当該警備業務に従事しているもの

4 検定規則附則第三條の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和六十一年国家公安委員会規則第五号。以下「旧検定規則」という。）第一條第二

項に規定する一級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に合格した者

5 旧検定規則第一条第二項に規定する二級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に合格した警備員であつて、当該検定に合格した後、継続して一年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

六 受講申込みの手続き

1 受講申込みの受付期間等

(一) 受付期間

平成二十年五月一日(木)から同月九日(金)までの間(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日を除く。)

(二) 受付時間

午前九時から午後五時まで

(三) 受付の締め切り

受講申込みの受付は先着順とし、受講申込者の人員が予定人員に達し次第、受付を締め切る。

2 受講申込書の受付場所

青森県内の警察署(警察署分庁舎を含む。)(生活安全課又は刑事生活安全課

3 申込み方法

六の2の受付場所に受講申込みの書類及び受講手数料を持参して申込みを行うこととし、郵送等による申込みは認めない。

4 受講申込みの書類

講習規則別記様式第一号の受講申込書(申込み前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ三〇センチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真一葉をはり付けること。)(一通に、受講対象者に該当することを疎明する次の書面一通を添付すること。

(一) 五の1に該当する者は、警備業務に従事していたことを証明する警備業者等の作成に係る書面(以下「警備業務従事証明書」という。)(及び履歴書

(二) 五の2に該当する者は、一級検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)(の合格証明書の写し及び警備業務従事証明書

(三) 五の3に該当する者は、二級検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)(の合格証明書の写し及び警備業務従事証明書

(四) 五の4に該当する者は、旧一級検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)(の合格証の写し

(五) 五の5に該当する者は、旧二級検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)(の合格証の写し及び警備業務従事証明書

5 受講手数料

受講手数料三万八千円を青森県収入証紙により、受講申込書提出時に納入すること。

七 講習受付時間

講習初日の午前八時三十分から午前九時まで

八 その他

1 講習終了後、修了審査を行い、講習に係る事項を修得したと認められる者に対し、講習修了証明書を交付する。

2 受講者は、筆記用具を持参すること。

九 受講申込みに関する問い合わせ先

1 青森県警察本部生活安全全部生活安全企画課

電話〇一七 七二三 四二一 内線三〇四二

2 青森県内の警察署(警察署分庁舎を含む。)(生活安全課又は刑事生活安全課

青森県公安委員会告示第四十号

警備業法(昭和四十七年法律第十七号。以下「法」という。)(第二十二條第二項第一号に規定する警備員指導教育責任者講習(法第二十二條第二項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則(昭和五十八年国家公安委員会規則第二号。以下「講習規則」という。)(第七条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書(以下「資格者証等」という。)(の交付を受けている者に対する当該資格者証等に係る警備業務の区分以外の警備業務の区分に係る講習。以下「追加取得講習」という。)(を次のとおり実施するので、講習規則第二条の規定により公示する。

平成二十年四月十八日

青森県公安委員会委員長 橋本 八右衛門

一 講習の区分

法第二条第一項第三号に規定する警備業務に係る追加取得講習
実施期間及び実施時間

平成二十年六月四日(水)から同月六日(金)までの三日間午前九時から午後四時まで

三 実施場所

青森市問屋町二丁目一〇の一〇 青森市はまなす会館

四 受講定員

八人(予定)

五 受講対象者

受講申込み日において、受講に係る警備業務の区分以外の警備業務の区分に係る資格者証等の交付を受けている者で、かつ、次のいずれかに該当する者とする。

1 最近五年間に受講しようとする警備業務(以下「当該警備業務」という。)の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して三年以上である者

2 警備員等の検定等に関する規則(平成十七年国家公安委員会規則第二十号。以下「検定規則」という。)(第四条に規定する一級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)(に係る法第二十三条第四項の合格証明書(以下「合格証明書」という。)(の交付を受けている者

3 検定規則第四条に規定する二級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)(に係る合格証明書の交付を受けている警備員であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して一年以上当該警備業務に従事しているもの

4 検定規則附則第三条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和六十一年国家公安委員会規則第五号。以下「旧検定規則」という。)(第一条第二項に規定する一級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)(に合格した者

5 旧検定規則第一条第二項に規定する二級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)(に合格した警備員であつて、当該検定に合格した後、継続して一年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

六 受講申込みの手続き

1 受講申込みの受付期間等

(一) 受付期間

平成二十年五月二日(金)から同月九日(金)までの間(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日

を除く。)

(二) 受付時間

午前九時から午後五時まで

(三) 受付の締切り

受講申込みの受付は先着順とし、受講申込者の人員が予定人員に達し次第、受付を締め切る。

2 受講申込みの受付場所

青森県内の警察署(警察署分庁舎を含む。)(の生活安全課又は刑事生活安全課

3 申込み方法

六の2の受付場所を受講申込みの書類及び受講手数料を持参して申込みを行うこととし、郵送等による申込みは認めない。

4 受講申込みの書類

講習規則別記様式第一号の受講申込書(申込み前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ三・〇センチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真一葉をはり付けること。)(一通及び既に交付を受けている受講に係る警備業務の区分以外の警備業務の区分に係る資格者証等の写しに、受講対象者に該当することを疎明する次の書面一通を添付すること。

(一) 五の1に該当する者は、警備業務に従事していたことを証明する警備業者等の作成に係る書面(以下「警備業務従事証明書」という。)(及び履歴書

(二) 五の2に該当する者は、一級検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)(の合格証明書の写し及び警備業務従事証明書

(三) 五の3に該当する者は、二級検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)(の合格証明書の写し及び警備業務従事証明書

(四) 五の4に該当する者は、旧一級検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)(の合格証の写し

(五) 五の5に該当する者は、旧二級検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)(の合格証の写し及び警備業務従事証明書

5 受講手数料

受講手数料一万四千元を青森県収入証紙により、受講申込書提出時に納入すること。

七 講習受付時間

講習初日の午前八時三十分から午前九時まで

八 その他

1 講習終了後、修了考査を行い、講習に係る事項を修得したと認められる者に対し、講習修了証明書を交付する。

2 受講者は、筆記用具を持参すること。

九 受講申込みに関する問い合わせ先

1 青森県警察本部生活安全部生活安全企画課

電話〇一七 七二三 四二一一内線三〇四二

2 青森県内の警察署(警察署分庁舎を含む。)の生活安全課又は刑事生活安全課

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭